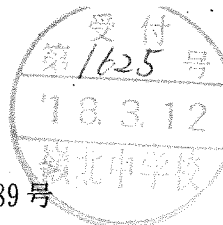


分類	校長	教頭	事務	担当	
5.2.21	大谷	小笠原	山本	大藪	



29 高事セ第 589 号
平成 30 年 3 月 9 日

各市町村（学校組合）立学校長 様

総務事務センター課長

給与支給事務における資金前渡職員の一括指名の見直しについて（通知）

「高知県給与支給事務集中処理規則」により総務事務センターで集中処理をしている職員の給与支払においては、各学校に給与の資金前渡職員をおき、当該資金前渡職員名の銀行口座を管理していただいておりますが、現在現金受領者のいる所属はありません。

ついては、平成30年度から、年度当初に給与の資金前渡職員の一括指名はせず、現金受領者が生じた場合のみ随時指名を行うこととしましたので、下記により事務処理をお願いします。

記

1 「資金前渡口座（給与振込口座）」の廃止

- (1) 所属の資金前渡口座を金融機関で解約してください。
- (2) 様式④「資金前渡職員の口座の廃止について」に解約した通帳表紙と残高 0 円のページを添付のうえ提出してください。

処理は 5 月 31 日（木）までに行い、廃止届には解約日以降の日付を入れてください。

2 新たな現金希望者への対応

盗難等事故防止のため給与の口座振込を推奨しているところですが、資金前渡口座を解約後、新たに現金での申し出があった場合については、随時以下の処理を行ってください。

- (1) 所属の資金前渡職員を決定し、決済用預金で資金前渡口座を開設してください。
- (2) 様式①「資金前渡職員の指名について」及び様式②「資金前渡職員の口座について」（通帳のコピーを添付のこと）を提出してください。

※資金前渡職員の指名に関する様式は、Web の給与事務処理日程 「資金前渡職員について（様式）」に掲載しています。

<提出先>

総務事務センター 給与担当

088-823-9876 ・ 9701

内線 2964 ・ 2965